

令和7年度措置入院者退院後支援業務委託について

1. 目的

措置入院を経て退院した対象者が、病状の安定を図り、入退院を繰り返すことなく安定した地域生活を送れるようにすべく、精神科医療機関の多職種チームによる医療、保健、福祉等のサービスを包括的に提供する。

2. 対象者と人数

措置入院者のうち、区と受託者が協議のうえ支援が必要と判断した者 30 名。

3. 受託先の支援者構成

成増厚生病院の多職種によるチーム編成(精神科 5 年以上勤務歴のある精神科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理等)3 職種以上のチーム構成。

4. 支援期間

対象者1人(1件)につき退院日から概ね6か月の支援期間。

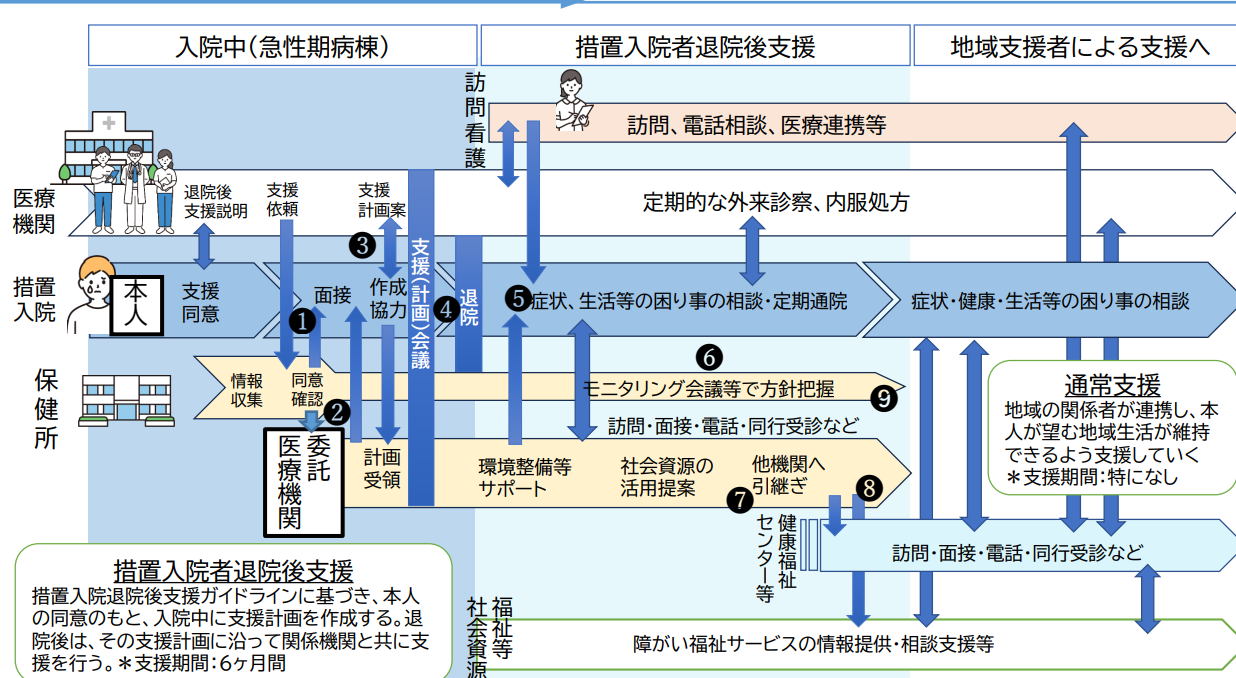
5. 現状報告

令和7年4月より、支援計画に基づき5件の支援を行っている。
対象者の疾患としては、主に統合失調症です。

参 考

措置入院(精神保健福祉法29条)は、精神障害のため入院をさせなければ自傷他害の恐れのある者。精神保健指定医2名による診断と都道府県知事の措置による。

措置入院者退院後支援業務委託イメージ



精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(通称:にも包括)の理念

6. 流れ

- ①区が本業務の同意が得られた対象者を選定
- ②受託先に送り、本人と面接し情報収集する
- ③入院先と本人が支援計画案を作成し受託先へ提出
- ④入院先で支援計画会議実施し本人の了承を得る
- ⑤退院後、医療・生活面の両輪で支援を行う
- ⑥月1回以上モニタリング会議を実施し区と受託先と共有
- ⑦支援後5か月経過時に他機関への引継ぎ計画
- ⑧支援期間終了会議を実施し地域の支援体制を確認
- ⑨支援終了会議で区と受託先で対象ケースを振返る

➤ 本人が、住み慣れた地域で医療を継続し、入退院を繰り返すことなく生活できることをめざします。
※年1回、事業評価会議実施(区が実施)